

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）の一部改正の新旧対照表

○令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、本ガイドラインの公表日（令和 7 年 4 月 1 日）時点の条 番号を示すものとする。 1 ～ 3 [略] 4 適用の範囲 4 - 1 法第 5 章の規律対象となる主体 [略] 4 - 1 - 1 行政機関等	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、本ガイドラインの公表日（令和 6 年 11 月 27 日）時点の 条番号を示すものとする。 1 ～ 3 [同左] 4 適用の範囲 4 - 1 法第 5 章の規律対象となる主体 [同左] 4 - 1 - 1 行政機関等

(1) [略]	(1) [同左]																						
(2) 独立行政法人等 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる次の法人をいう（法第 2 条第 9 項）。	(2) 独立行政法人等 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる次の法人をいう（法第 2 条第 9 項）。																						
<table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</td><td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）</td></tr> <tr> <td>国立健康危機管理研究機構</td><td>国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	根拠法	[略]	[略]	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）	国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）	[略]	[略]	<table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</td><td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table>	名称	根拠法	[同左]	[同左]	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）	国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）	[同左]	[同左]
名称	根拠法																						
[略]	[略]																						
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）																						
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）																						
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）																						
[略]	[略]																						
名称	根拠法																						
[同左]	[同左]																						
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）																						
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）																						
[同左]	[同左]																						
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [同左]																						
(5) 行政機関等 [略] (※) 法別表第 2 に掲げる法人は次のとおりである。	(5) 行政機関等 [同左] (※) 法別表第 2 に掲げる法人は次のとおりである。																						
<table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立健康危機管理研究機構</td><td>国立健康危機管理研究機構法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> </table>	名称	根拠法	[略]	[略]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法	国立大学法人	国立大学法人法	<table> <tr> <th>名称</th><th>根拠法</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>国立研究開発法人</td><td>独立行政法人通則法</td></tr> <tr> <td>国立大学法人</td><td>国立大学法人法</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table>	名称	根拠法	[同左]	[同左]	国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立大学法人	国立大学法人法	[同左]	[同左]		
名称	根拠法																						
[略]	[略]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
名称	根拠法																						
[同左]	[同左]																						
国立研究開発法人	独立行政法人通則法																						
国立大学法人	国立大学法人法																						
[同左]	[同左]																						

[略] [略] (6) [略] 4 - 1 - 2 [略] 4 - 2 [略]	(6) [同左] 4 - 1 - 2 [同左] 4 - 2 [同左]
5 個人情報等の取扱い 5 - 1 ・ 5 - 2 [略] 5 - 3 安全管理措置等 [略] 5 - 3 - 1 安全管理措置 (1) [略] (2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 [略] (※ 1) 政令第 19 条第 1 項各号において次の業務が掲げられている。 ① <u>国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 1 号）</u> ② 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係	5 個人情報等の取扱い 5 - 1 ・ 5 - 2 [同左] 5 - 3 安全管理措置等 [同左] 5 - 3 - 1 安全管理措置 (1) [同左] (2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 [同左] (※ 1) 政令第 19 条第 1 項各号において次の業務が掲げられている。 ① <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務であって、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用するもの（政令第 19 条第 1 項第 1 号）</u> ② 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係

る部分に限る。)又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務 (政令第 19 条第 1 項第 2 号) ③ 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) 第 15 条の 2 第 1 項 (同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (政令第 19 条第 1 項第 3 号) <u>④</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づき行う業務 (政令第 19 条第 1 項第 4 号) <u>⑤</u> 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 (平成 11 年法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 5 号</u>) <u>⑥</u> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 6 号</u>) <u>⑦</u> 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 7 号</u>) <u>⑧</u> がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 8 号</u>) <u>⑨</u> 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業	る部分に限る。)又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務 (政令第 19 条第 1 項第 2 号) ③ 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) 第 15 条の 2 第 1 項 (同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (政令第 19 条第 1 項第 3 号) [加える。] <u>④</u> 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 (平成 11 年法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 4 号</u>) <u>⑤</u> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 5 号</u>) <u>⑥</u> 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 6 号</u>) <u>⑦</u> がん登録等の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務 (<u>政令第 19 条第 1 項第 7 号</u>) <u>⑧</u> 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業
--	--

務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（ <u>政令第 19 条第 1 項第 9 号</u> ） （※ 2）[略] （※ 3）[略] 5－3－2 [略] 5－4～5－7 [略]	務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（ <u>政令第 19 条第 1 項第 8 号</u> ） （※ 2）[同左] （※ 3）[同左] 5－3－2 [同左] 5－4～5－7 [同左]
6～11 [略]	6～11 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	